

四半期報告書

(第63期第3四半期)

自 2021年10月1日

至 2021年12月31日

セブン工業株式会社

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地

(E00633)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	9
2 その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【四半期会計期間】	第63期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	セブン工業株式会社
【英訳名】	SEVEN INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 木下 浩一
【本店の所在の場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【電話番号】	0574-28-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 河合 剛
【最寄りの連絡場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【電話番号】	0574-28-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 河合 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第3四半期累計期間	第63期 第3四半期累計期間	第62期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2021年4月1日 至2021年12月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	9,620	11,554	12,686
経常利益 (百万円)	188	395	219
四半期(当期)純利益 (百万円)	185	307	275
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	2,473	2,473	2,473
発行済株式総数 (千株)	4,673	4,673	4,673
純資産額 (百万円)	6,559	6,894	6,650
総資産額 (百万円)	10,446	11,978	10,153
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	41.64	68.94	61.73
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	20.00	7.00	27.00
自己資本比率 (%)	62.8	57.6	65.5

回次	第62期 第3四半期会計期間	第63期 第3四半期会計期間
会計期間	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2021年10月1日 至2021年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	28.19	37.76

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算出しております。
5. 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の1株当たり配当額27.00円は、株式分割前の1株当たり中間配当額20.00円と当該株式分割後の1株当たり期末配当額7.00円を合算した金額となっております。従って株式分割前の1株当たりの年間配当額は41.00円相当であり、株式分割後換算の年間配当額は13.67円相当であります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社の企業集団等(当社、当社の子会社及び関連会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社の非連結子会社でありましたSEVEN GUAM CO., LTD.は、2021年6月に清算終了いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているものの、ワクチンの普及などから感染拡大に落ち着きを見せ、厳しい環境が徐々に緩和される状況がみられました。しかし一方で、世界的な需要回復の影響等により、原油価格の高騰を始めとした資源価格の値上がりや新たなウイルス変異株の出現もあり、先行き不透明な状況で推移しております。

当社が属する住宅業界におきましては新設住宅着工戸数の回復に伴い、前年同月比を上回る状況が続くなど、市況は堅調に推移いたしました。また、「ウッドショック」と呼ばれる世界的な木材資源の需給バランスの不均衡を背景とした資材価格の高騰及び供給体制に混乱が生じており、厳しい経営環境下で推移いたしました。

当事業年度、当社においては会社設立60周年を迎えたことから、改めて設立時の原点に立ち返り、社是の理念の一つである「全員がプロになろう ～Be Professional!～」をスローガンに掲げ、従業員一人ひとりが理念を共有し、業務・製品に対する付加価値を追求するとともに収益力とブランド力の向上に取り組んでおります。

内装建材事業においては、顧客ニーズに即したきめ細やかな営業展開に努め、主力商品のカウンターを始め受注は底堅く推移したものの、木材資源の高騰等により原価上昇が進む一方で価格転嫁には遅れが生じており、特に収益性の観点において厳しい結果となりました。

木構造建材事業においては、非住宅分野の更なる推進や地場系ビルダーへの営業強化に努めてきたことにより、安定した受注に支えられ、プレカットを中心にいずれの事業も好調に推移いたしました。尚、ウッドショックを背景に舵取りが難しい局面にありましたが、柔軟かつ効率的な生産体制及び資材の調達体制構築を図り、これら独自の体制を強みとし積極的な受注活動に努めた結果、堅調な事業運営で推移いたしました。

これらの結果、当第3四半期累計期間の売上高は、115億54百万円（前年同四半期は96億20百万円）、営業利益は3億79百万円（前年同四半期は営業利益1億56百万円）、経常利益は3億95百万円（前年同四半期は経常利益1億88百万円）、四半期純利益は当社子会社であったSEVEN GUAM CO., LTD.の清算が終了したことに伴う子会社清算益49百万円を加え、3億7百万円（前年同四半期は四半期純利益1億85百万円）となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりであります。また、セグメント間取引については、相殺消去しております。

(内装建材事業)

売上高は、主に化粧階段及び和風造作材が減少したもののカウンター及び積層階段が増加し、59億72百万円（前年同四半期は57億49百万円）となりました。営業損失は、資材価格高騰等により、48百万円（前年同四半期は営業利益0百万円）となりました。

(木構造建材事業)

売上高は、事業部全体で増加し、55億71百万円（前年同四半期は38億59百万円）となりました。営業利益は、増収及び収益性の改善が奏功し、4億23百万円（前年同四半期は1億51百万円）となりました。

(その他)

売上高は、10百万円（前年同四半期は11百万円）となりました。営業利益は、4百万円（前年同四半期は5百万円）となりました。

なお、当社は第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、前第3四半期累計期間と比較しての増減額及び前年同四半期比（%）を記載せず説明しております。

② 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は119億78百万円、純資産は68億94百万円、自己資本比率は57.6%となりました。

a. 資産

流動資産については、主に増収による売上債権及び棚卸資産等が増加したことにより、77億36百万円と前事業年度末に比べ19億22百万円（33.1%）の増加となりました。

固定資産については、主に内装建材事業において設備投資をしたものの、関係会社株式の減少及び保険積立金の解約等により、42億42百万円と前事業年度末に比べ98百万円（△2.3%）の減少となりました。

よって、資産合計は119億78百万円と前事業年度末に比べ18億24百万円（18.0%）の増加となりました。

b. 負債

流動負債については、賞与引当金等の減少があったものの、資材価格高騰による仕入債務及び短期借入金等の増加により、42億98百万円と前事業年度末に比べ15億32百万円（55.4%）の増加となりました。

固定負債については、長期借入金の調達等により、7億85百万円と前事業年度末に比べ48百万円（6.6%）の増加となりました。

よって、負債合計は50億84百万円と前事業年度末に比べ15億81百万円（45.1%）の増加となりました。

c. 純資産

純資産については、期末配当及び中間配当の実施があったものの、四半期純利益の計上により68億94百万円と前事業年度末に比べ2億43百万円（3.7%）の増加となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、81百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 主要な設備

①当第3四半期累計期間において、主要な設備の著しい変動及び前事業年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について著しい変動はありません。

なお、前事業年度末において計画中であった重要な設備計画のうち、完了したものは次のとおりであります。

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の 増加能力
七宗 第1工場	岐阜県 加茂郡七宗町	内装建材事業	階段加工設備	46	2021年5月	合理化
美濃加茂 第1工場	岐阜県 美濃加茂市	内装建材事業	カウンター加工 設備	70	2021年7月	合理化
美濃加茂 第4工場	岐阜県 美濃加茂市	木構造建材事業	プレカット加工 設備	9	2021年9月	合理化

②当第3四半期累計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備のうち、美濃加茂第1・第2工場の工場環境改善は、完了予定年月を2021年8月から2022年3月に変更しております。また、七宗第2工場の和風造作材加工設備は、完了予定年月を2021年11月から翌事業年度に変更しております。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第3四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は事業活動の維持成長に必要な資金を確保するため、自己資金及び金融機関からの借入を有効活用しております。手元資金に関しては常に注視をしており、資金の流動性を確保しつつ資金の使途、調達を決定しております。

なお、当第3四半期累計期間末における現金及び現金同等物の残高は7億64百万円となっております。

資金調達は、金融情勢の変化に対する対応と資金コスト削減及び調達構成のバランスを考慮し調達先の分散、調達方法及び手段等の多様化を図っており、原則として、運転資金については、短期借入金で調達し、生産設備などの長期資金は、社債や長期借入金で調達することとしております。2021年12月31日現在の短期借入金残高8億23百万円（1年内返済予定の長期借入金含む）及び長期借入金残高7億6百万円の借入金総額15億30百万円を主力銀行をはじめとする金融機関から調達しております。なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行と当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,946,300
計	11,946,300

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,673,250	4,673,250	東京証券取引所 (市場第二部) 名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	4,673,250	4,673,250	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	4,673,250	—	2,473	—	2,675

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 208,400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,446,200	44,453	—
単元未満株式	普通株式 18,650	—	—
発行済株式総数	4,673,250	—	—
総株主の議決権	—	44,453	—

(注) 1. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式（その他）」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式600株（議決権の数6個）及び株主名簿上は当社名義となっており、実質的に所有していない株式300株（議決権の数3個）が含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

②【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
セブン工業株式会社	岐阜県美濃加茂市 牧野1006番地	208,400	—	208,400	4.46
計	—	208,400	—	208,400	4.46

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株（議決権の数3個）あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の中に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	792	764
受取手形及び売掛金	3,222	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	※ 4,355
電子記録債権	548	※ 896
商品及び製品	230	214
仕掛品	366	504
原材料及び貯蔵品	571	872
その他	85	135
貸倒引当金	△4	△6
流動資産合計	5,813	7,736
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	750	727
土地	2,770	2,770
その他（純額）	444	482
有形固定資産合計	3,964	3,979
無形固定資産		
投資その他の資産	89	74
前払年金費用	103	103
その他	183	84
投資その他の資産合計	286	187
固定資産合計	4,340	4,242
資産合計	10,153	11,978
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,171	※ 1,733
電子記録債務	662	※ 946
短期借入金	—	500
1年内返済予定の長期借入金	345	323
未払法人税等	34	90
賞与引当金	145	100
その他	408	※ 604
流動負債合計	2,766	4,298
固定負債		
長期借入金	651	706
役員退職慰労引当金	46	37
資産除去債務	3	3
その他	34	38
固定負債合計	736	785
負債合計	3,503	5,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,473	2,473
資本剰余金	2,675	2,675
利益剰余金	1,745	1,989
自己株式	△244	△244
株主資本合計	6,650	6,893
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	6,650	6,894
負債純資産合計	10,153	11,978

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	9,620	11,554
売上原価	8,012	9,628
売上総利益	1,607	1,926
販売費及び一般管理費	1,450	1,546
営業利益	156	379
営業外収益		
受取配当金	2	2
受取手数料	1	1
雇用調整助成金	36	14
スクラップ売却益	0	0
資材売却益	1	1
その他	3	1
営業外収益合計	44	21
営業外費用		
支払利息	5	3
売上割引	7	—
その他	0	1
営業外費用合計	13	5
経常利益	188	395
特別利益		
固定資産売却益	0	0
保険解約返戻金	3	—
子会社清算益	—	49
その他	0	—
特別利益合計	3	49
特別損失		
固定資産廃棄売却損	0	0
保険解約損	—	1
特別損失合計	0	2
税引前四半期純利益	191	442
法人税、住民税及び事業税	19	96
法人税等調整額	△14	37
法人税等合計	5	134
四半期純利益	185	307

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、金利値引き、リベート、協賛金等の変動対価について、従来は金額確定時に販売費及び一般管理費もしくは営業外費用として処理しておりましたが、当事業年度より収益を認識する時点で変動対価の額を見積り、収益の額から控除するとともに返金負債を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用前と比較し、当第3四半期累計期間の売上高は19百万円減少、販売費及び一般管理費は6百万円減少、営業利益は13百万円減少、営業外費用は11百万円減少、経常利益及び税引前四半期純利益は1百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 四半期会計期間末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

四半期会計期間末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。

なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務が、四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	－百万円	51百万円
電子記録債権	－	50
支払手形	－	44
電子記録債務	－	97
流動負債のその他（設備支払手形）	－	3

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
当座借越極度額及びコミットメントラインの総額	3,300百万円	3,300百万円
借入実行残高	－	500
差引額	3,300	2,800

上記コミットメントライン契約について、以下のどちらかの財務制限条項が付されております。

- ① 2022年3月期決算における純資産が2021年3月期決算と比べ75%以上を維持。
- ② 2021年3月期決算及び2022年3月期決算における純資産が2020年3月期決算及び2021年3月期決算のいずれか大きい方と比べ50%以上を維持。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	185百万円	184百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	59	40	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金
2020年10月30日 取締役会	普通株式	29	20	2020年9月30日	2020年12月1日	利益剰余金

(注) 2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	31	7	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金
2021年10月29日 取締役会	普通株式	31	7	2021年9月30日	2021年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
	内 装 建材事業	木 構 造 建材事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	5,749	3,859	9,608	11	9,620	—	9,620
セグメント間の内部売上高又は 振替高	0	5	6	—	6	△6	—
計	5,749	3,865	9,615	11	9,626	△6	9,620
セグメント利益	0	151	151	5	156	—	156

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 売上高の調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3. セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
	内 装 建材事業	木 構 造 建材事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	5,972	5,571	11,543	10	11,554	—	11,554
セグメント間の内部売上高又は 振替高	2	6	8	—	8	△8	—
計	5,974	5,577	11,552	10	11,563	△8	11,554
セグメント利益又は損失(△)	△48	423	374	4	379	—	379

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 売上高の調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

（財又はサービスの種類別）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 建材事業	計		
階段・手摺	3,130	—	3,130	—	3,130
カウンター	1,542	—	1,542	—	1,542
和風造作材・框・洋風造作材	1,155	—	1,155	—	1,155
プレカット加工材	—	4,481	4,481	—	4,481
住宅パネル	—	486	486	—	486
施設建築・建て方請負い	—	296	296	—	296
その他	143	307	450	—	450
顧客との契約から生じる収益	5,972	5,571	11,543	—	11,543
その他の収益	—	—	—	10	10
外部顧客への売上高	5,972	5,571	11,543	10	11,554

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

(収益認識の時期別)

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 建材事業	計		
一時点で移転される財	5,972	5,317	11,289	—	11,289
一定の期間にわたり移転される財	—	254	254	—	254
顧客との契約から生じる収益	5,972	5,571	11,543	—	11,543
その他の収益	—	—	—	10	10
外部顧客への売上高	5,972	5,571	11,543	10	11,554

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	41円64銭	68円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	185	307
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	185	307
普通株式の期中平均株式数 (千株)	4,465	4,464

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2020年10月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1 株当たり四半期純利益金額」を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(中間配当に関する事項)

2021年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………31百万円

(ロ) 1 株当たりの金額…………… 7円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………2021年12月 1 日

(注) 2021年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払をしております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年 2月10日

セブン工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬淵 宣考

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセブン工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、セブン工業株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。